

日 薬 業 発 第 289 号  
令和 3 年 11 月 19 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会  
副 会 長 田 尻 泰 典

新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での  
医療用抗原定性検査キットの取扱いに関する留意事項について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症流行下における特例的に、薬局において新型コロナウイルス感染症に係る医療用抗原定性検査キットを販売することに関しましては、令和 3 年 9 月 27 日付け日薬業発第 225 号にてご案内したところです。

今般、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課等より別添の通り、入手を希望する者が薬局での販売をより認識しやすくなるよう、陳列・広告等に関する取扱いが一部変更する旨通知がありましたので、お知らせいたします。

陳列に関しましては、入手を希望する者が薬局で販売していることを容易に認識できるよう、調剤室以外に陳列すること又は空箱を陳列することは差し支えないとされたところです。つきましては、現物はもとより空箱を陳列する場合であっても薬剤師の目の届く範囲に置くこと、販売する際には適切な使用方法の薬剤師による説明を行うなど適正使用の確保に努めるほか、保管方法のほか衛生管理にも十分な配慮が必要と考えますので、ご注意ください。

各位におかれましては、本事務連絡の趣旨を踏まえて薬局が地域住民からの社会的ニーズに的確に応えられるよう、引き続き医療用抗原定性検査キットの適切かつ積極的な取扱いにつき、貴会会員にご周知方お願い申し上げます。

なお、本事務連絡に基づき、日薬業発第 225 号にてご案内の薬局掲示例についても更新しましたので、申し添えます。

会務ご多用のところ誠に恐縮に存じますが、趣旨ご賢察の上、お取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

別添 1：新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原定性検査キットの取扱いに関する留意事項について（令和 3 年 11 月 19 日厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡）

別添 2：薬局掲示例（日薬作成）Ver 1.1

※これらは本会ホームページにも掲載（日薬資料は差替）予定です。

トップページ > 新型コロナウイルス感染症に関する情報

> 日本薬剤師会の対応 > 医療用抗原検査キットについて

<https://www.nichiyaku.or.jp/activities/disaster/kit.html>